



射水市告示第118号

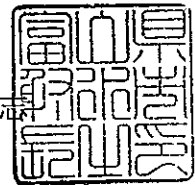
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、平成27年6月26日からその効力を生ずるものとする。

平成27年6月26日

射水市長 夏野元



市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「小林」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	北高木		677の1、678の1、679の1、679の3、680の1、680の3、681の1、682の1、683、684、685の1、685の2
	小島		580の1、629、630の1、630の2、631

上記の区域内にある農道及び水路敷を含む。